

★失効した免許状が他の都道府県教育委員会が授与したものである場合、再授与手続きの簡素化措置により、当該教育委員会に申請した場合は提出書類等が省略できる場合があります。ご希望の場合、当該教育委員会にご確認ください。

★期限切れに伴い失効した免許状に係る再度の授与申請の際の主な提出書類は次のとおりです。
申請者の状況によっては、別途記載された以外の書類を求める場合もありますので、ご承知おきください。
根拠規定は、失効した免許状に印字されていますので、ご確認ください。
なお、下記記載の免許法以外を根拠とする場合は、本案内下部に記載の免許担当までお問い合わせください。

① 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2による授与を受けた免許状の場合

	必要書類	備考
1	教育職員免許状授与申請書	<ul style="list-style-type: none"> 手数料として 3,500円分の長野県収入証紙を貼付してください。(長野県収入証紙が手に入らない場合は、同額の郵便小為替を同封すること) 氏名欄には必ずフリガナを記入してください。
2	履歴書(1の裏面)	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校卒業時から入学と卒業各一行ずつ記入してください。(大学は学部名、大学院は専攻まで記入、科目等履修生登録・大学通信制課程編入学等の分も記入すること) 所有免許状欄には、失効した免許状すべてを記載いただき、左余白欄外に「失効」と記載ください。 職歴は、失効した免許状の期限日における在職の有無を確認したいため、この時期については特に日付まで記載ください。欄に収まらない場合は、「別紙のとおり」と記載いただき、任意様式に羅列いただくことも可能です。
3	宣誓書(1の裏面)	自署ください。
4	戸籍抄本	発行後 3ヶ月以内 のものに限ります。
5	学力に関する証明書 (成績証明書ではない) ※1	<ul style="list-style-type: none"> 未開封で発行後 6ヶ月以内のものに限ります。 当該免許状申請用(失効した免許状の授与申請に用いた単位に係るもの)で基礎資格に関する証明及び学位等の証明が記載されたもの。(学位等の記載がない場合は、別途「基礎資格に関する証明書」が必要です。) 当該免許状の申請に必要なすべての単位の証明書が必要です。 卒業(単位取得)当時の法律形式のものを提出してください。(大学の担当者から新法・旧法の別の確認を求められる場合があります。)
6	失効した免許状の写し等	<ul style="list-style-type: none"> 免許状の写し(次により原本証明を受けること)又は授与証明書の原本を提出してください。 旧免許状所持者は返納の義務がありますので、失効した免許状は原本を提出ください。この場合、原本を提出いただければ、上記の免許状写しや授与証明書の添付は不要です。なお、既に本県に返納済みの場合は、所有免許状欄の枠外等に返納済と記載ください。他県に返納済みである場合、その旨記載ください。 ※1;再授与手続きの簡素化措置により、当該免許状が長野県教育委員会から授与されたものである場合は、提出することにより必要書類5を省略できます。 <p><原本証明の受け方> 個人申請の方…教育事務所へ免許状を持参し、写しに教育事務所長の証明を受けてください。郵送の場合は、免許状(写)に加え原本及び原本返送用封筒(角2号に返送先住所・宛名を記載し、送料+簡易書留料金分の切手(通常490円)を貼付すること。)を同封してください。 個人申請の方…市町村教育委員会所属の場合は当該教育委員会の証明を受けてください。長野県立学校所属の場合は当該学校長の証明を受けてください。</p>

※2 上記一式は申請する免許状ごと(中・高については教科ごとに申請が必要)に必要です。

経由欄は、記入しないでください。

この申請に際して収集した個人情報は、教育職員免許状の授与のために、必要な範囲でのみ利用します。

郵送による申請の場合、送信用封筒の表に「教員免許状授与申請書在中」と朱書きするとともに、送達記録が確認できる簡易書留等による郵送としてください。

② 免許法別表第3～別表第8等による授与を受けた免許状の場合

※ 所有免許状を基礎資格として免許状を取得する法律を利用する場合、前段階として、基礎となる免許状の再授与申請が必要です。

※ 本免許法による再授与申請では、検定申請書が必要となります。この場合、①の再授与申請と異なり法律の経過措置がございませんので、現行の免許法において単位が充足しているか再度審査が要されます。法改正により失効した免許状を審査した時と必要単位数に差異が生じた場合、追加単位の履修がなければ再授与できない場合もございますので、ご注意ください。

- 必要書類については、原則通常の授与における必要書類の説明文と以下をご参照ください。
ただし、失効した免許状が本県から授与した免許状であるときに限り、「実務に関する証明書」のみ提出を省略できます。
- 授与申請書の2面の履歴書では、所有免許状欄において失効した免許状すべてを記載いただき、左余白欄外に「失効」と記載ください。
- 失効した免許状を証するものの提出について
…失効した免許状免許状原本あるいは免許状の写し（①5に記載と同様の者により原本証明を受けること）
又は授与証明書の原本を提出してください。
※旧免許状所持者は返納の義務がありますので、失効した免許状は原本を提出ください。この場合、原本を提出いただければ、上記の免許状写しや授与証明書の添付は不要です。なお、既に本県に返納済みの場合は、所有免許状欄の枠外等に返納済と記載ください。他県に返納済みである場合、その旨記載ください。
- 「学力に関する証明書」を提出する場合、新法形式で単位修得した大学等からお取り寄せください。
なお、長野県認定講習を受講し発行されたもの場合は、その原本を提出ください。

<提出先>

- ◆ 県外在住の方 → 高校教育課（長野県庁8階）
〒380-8570（住所記載不要）長野県教育委員会事務局高校教育課教職員係
- ◆ 県内在住の方 → 住所地を管轄する教育事務所
- ◆ 県内の学校に在職する方 → 在職する学校の長（学校の免許状担当者）

【教育事務所一覧】

	所在地	管轄区域
東信教育事務所	〒384-0006 小諸市与良町6-5-5 TEL: 0267(31)0250	南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市 小県郡 上田市 東御市
南信教育事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 TEL: 0265(78)2111(代)	諏訪郡 上伊那郡 岡谷市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市
南信教育事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎内 TEL: 0265(23)1111(代)	下伊那郡 飯田市
中信教育事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内 TEL: 0263(47)7800(代)	木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡 松本市 大町市 塩尻市 安曇野市
北信教育事務所	〒380-0836 長野市南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 TEL: 026(233)5151(代)	埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡 長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市

長野県教育委員会事務局 高校教育課 教職員係 TEL:026-235-7429(直)